

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 3 日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部長 様
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会会長 様

兵庫県土木部港湾課長

想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域図の水防法に基づく指定について

平素は、兵庫県の土木行政の推進に格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域（指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間）として令和 4 年 6 月 7 日付けで水防法に基づく指定を行いますので、お知らせします。

今後は、市町が作成した高潮ハザードマップは宅地建物取引業法に基づく、重要事項になりますので、会員の皆様方への周知をお願いします。

なお、高潮ハザードマップを公表していない市町においても、不動産取引時には高潮浸水想定区域図を活用し取引の対象となる物件の位置等を提示するなど、水害リスクに係る情報を提供いただきますようお願いいたします。

※浸水想定区域図については本県ホームページで閲覧できます。

(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks17/takashioshinso/takashioshinso.html>)

兵庫県 土木部 港湾課 港湾整備班

廣田、小島

連絡先 TEL 078-362-3540